

○南空知公衆衛生組合職員の範囲を定める規則

〔平成3年12月24日〕
規則第3号

南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（昭和42年条例第6号）第3条第1項第2号に規定する行政職給料表（二）の適用を受ける者のうち南空知公衆衛生組合職員として満5年以上勤務し、かつ、次に掲げる技能職員であって2級5号俸を受け12月を経過した者

- (1) 機械操作手
- (2) 自動車運転手

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

